時事新報

第千五百二十七號　金曜日
明治二十年三月四日（戊辰）
舊丁亥二月十日
日出午前六時二十八分　日入午後五時五十六分　月出午後零時三分　月入午前一時二十八分　滿潮午前十一時二十七分　干潮午後十一時五十八分
（西曆一千八百八十七年）

時事新報定價
一枚一錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ配送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵税料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

北海道大商社の設立

去る二日及び本日の雜報欄内に北海道に一大商社と置かるゝ由と記載せり抑も北海道は土地廣漠にして山海共に遺利あれども人口甚だ稀薄なれば我政府は維新以來みゝに注意して內地の人民を移住せしめんがため明治二年七月開拓使を置き十五年二月には一度之と廢して函館札幌根室の三縣に分ちたれども尙北海道事業管理局を置て特別に其事業を管理せしめしが十八年十二月には更に右三縣と廢して北海道理事廳と置けりかく我政府が屢々北海道の管理法を變更したるに付或は時に議論を招き喋々其是非を鳴らさるものなきにあらざれども我政府の主意は內地に餘りある人民を北海道に移住せしめ其土地を開拓し山海の遺利を收て其人民の生を厚ふし併せて國庫の所入を增加せんとするにあり此主意を以て多年一日の如く北海道に注意したるは吾輩の深く贊成する所なりされども我政府が北海道の爲めに國庫の財を費すは年々僅少にあらず明治十九年度豫算表に北海道本廳費は合計二百五十萬圓となりて各府縣補助費合計六百萬圓に比すれば既に甚だ多しと雖も十九年の所費は其以前に比して減少せしものありと云ふ左れば明治二年以來我政府が該道の爲めに國庫の金を出したる高は容易ならざるものと知る可し斯く我政府が巨額の財を北門に投したれども最大の目的たる移住の人民は其割合に少なく明治四年より十八年迄十四年間の統計凡そ十萬人に過ぎず又官立工場及び鐵道開拓使の利益も其資本に比例すれば利得甚だ薄くして所費を償ふに足らず是れ或は世論の喋々する由縁にして我政府も亦之に見る所ありしならんか昨年井上山縣の兩大臣が態々北海道に赴き其狀勢を巡視せられたり吾輩は以來今日に至るまで政府は必ず大に北海道に爲す所あらんと待ち設けたりしに今回始めて一大商社設立の風聞を聞き得たり吾輩は我政府及び商社の當局者が必らず既往の成敗に鑑みて更に計畫する所あるを信ずるなり

今般商社設立の事を聞くに資本は合計五百萬圓にして政府の保護に依り半官半民の資格を以て北海道の官立事業は一切此商社にて引受け其他鐵道の實業銀行の取引海陸運輸の事に至るまでも自から商社の一手に歸するの勢を成すべしと云ふ實に盛なるものにして是れぞ所謂大日本の東印度會社ならん我輩は未だ其計劃術何をさへ一見せざる者なれば詳細の議論を下だすを能はざれども多年の經驗に照らし見れば保護會社なるものは兎角其目的を誤ること少なからざるが如し本來會社の目的は自ら利して他を利し又これを保護しるゝ政府へも不利なからしむるに在るのみ然るに政府の保護特に厚ければ會社の利は豐なる可けれども單に保護の利と利とるのみにして不利は保護者に歸せざるを得ず目的を達したるものに非ざるなり尙ほ其上にも保護會社の擔任者は擔任重きに似て人情の世界其內實は重きを覺へず自然に不取締に陷るのみならず時としては商賣普通の主義に背いて漫に賣り漫に買ひ以て民間の同業者を窘しむるの弊なきに非ず即ち他の利を害するものにして是れ亦本來の目的にあらざるなり我輩が既往の事例を思ひ起して保護會社の始末を觀れば目的を達したるものは稀にして誤りたるものは多し全く時勢の然らしむる所にして今の我官民の組織關係にては何樣に規約條例を設るも尋常一樣の民業に對して政府の保護は有害無益のこととなりと斷言せざるを得ず左れば今回北海道の新商社も今回に限り能く舊弊風を脫して新面目を開く可きや若しも然らずして舊例の如く唯國庫の財を以て一商社の保護と厚ふし內地官民の貧富を空ふして北門紳商の懷を暖にし政府に利する所なくして他の商賣社會を妨るが如きあらては假令へ其設立の趣意は我輩の贊成する所にても其事實に就ては異議なき能はず北海道開拓事業の成敗は我日本全國の利害に關係するものにして其事成れば內地の人民を移して其移住者に衣食を得せしむるのみならず內に殘る者も其勞働生活に餘地を得て內外共に利する所あるものなれば我輩は飽くまでも商社の成業を冀望して措く能はず其冀望の切なる未だ社の規則條欵の發表せざるに先だち先づ贊成の意を表して併せて當局者の注意を促がすものなり

官報

○義捐金　鹿兒島縣に於て嚮に通常縣會の全會一致を以て可決せし縣下道路開鑿起業費補充のため去月二十一日迄に各有志者より義捐を願出でたる金額は總計一万四百十圓三十錢なり

○養子の妹と結婚の伺　去月十日福岡縣より他家に入嫁せし妹の配偶者の養子と爲るとは相成らず已むを得ざるものは先代の養子とし配偶者の相續人となすは苦しからざる旨會て內務省指令の次第もありたる所故に甲者乙の次男を貰受け養子となし而して又乙の三女（養子の實妹なり）を一月丙家の養女となし然る上更に甲の妻となすは苦しからざるや又は如何なる事情あるも聞届け難きことと心得べきや但し結婚不苦ものとせば妻と養子の續柄如何心得べきやを伺出でたるに同月二十八日司法省より伺の趣聞届難きと心得べしと指令せり

○海外旅券附與數　去月中外務省に於て交付せし海外旅券の數は米國行男十三人、英國行男二人、獨國行男三人、白耳義國行男一人、淸國行男六人、朝鮮國行男一人、北歐米各國行男六人、女一人、合計卅三人なり

○京城居留日本人戶口　去る一月の調査に係る朝鮮國京城居留本邦人の數は合計百四十三人（內男百二人女四十一人）にして戶數は三十四戶なり

（以上本年三月三日官報）

雜報

○朝鮮遊覽日誌（全羅道の續き）　井上角五郎

十二月十三日余は城內に來り一民家に投宿せし此夕雨ふる十四日亦た晴雨常ならざるの午後四時に及び海津大尉一行は之に來會せり該一行は長興府より出で凡そ五十里にして海を渡る三十里更に三十里にして興陽縣に至り夫れより九十里にして當地に來るの間日を費す凡ろ四日とも興陽縣邑より東南三十里にして乘舟してこれを巨文島の航路とすこれより水上凡ろ五百里なるべしと云ふ巨文島は日本人が誤まり名づけたる者にして朝鮮人はこれと解する者なし即ちそれ實名は三島なり余は康津寶城又は樂安各地に來り三島の何角異事なきやと問ふに洋人多く來り家屋を建てゝ由を答ふるまでにて顧と念とおさず又た此傍近に多くガラス罎あり各家やゝ富有なる者となるみれと所持す依つてその出處を問ふに興陽商人三島に赴き買ひ來り一個價一文錢二錢五厘即ちわが五錢にて賣捌きたりと

十二月十五日午後八時に樂安郡邑を出でゝ余は順天府に向ひ海津大尉一行は求禮縣に向へり即ち道を東西に分ち東門を出でゝ五峯金鐵兩山の谷間に入るに岩石道路に横はり殊に夜來雪ふり寒暖計は華氏の三十度を示しされば困苦少なからず終に頂上に至るみれば九時と云ふ漸く下だり樂安郡邑より二十里にして地境酒幕なり人家一戶あれを樂安順天兩地分界とし更に二十里にして長栗水上に至るその間は常に山間にして人家なく行人なく田園も亦た處々に在るのみ樂安郡邑以來こゝに至る四十里間は眞に物すさまじく虎聲を聞く二度その度に馬止まり進まず兢々として之れを經過せり方位は或は東北或は東南なれども概して東行とす長栗水は余が來路谷間の一水と順天領內の諸水と相合せる者にて終に廣原に出づこゝに長栗驛あり故に名づく該驛は人家五十餘あり余はこれを右に見ながら廣原の北端に沿ひなを東向十里にして順天府邑に達せしは午後三時なりき途中道路は中路なれども處々に岩石横はりて步行乘馬共に艱さ且つ火時以來常に下だれり以て樂安郡邑の高きを知るべく順天府邑に近づくに及んで天氣亦た晴れて殊に暖かなるを覺ゆたり

順天（樂安郡より朝鮮里法凡そ五十里）

順天府領は西は樂安、寶城、同福三地に接し北は谷城、求禮兩地に隣し東は光陽縣に界し南は海岸とす東西凡そ百三十里南北最も長き處凡そ二百里海中に島嶼數十ありみなこれの屬しその最も遠く且つやゝ大なるを巨麻島とす突山島は近く且つ最も大なり府領北半は山岳重疊して平地少なく人跡稀に至る者あり南半は平地漸く多く海濱に及んで渺々たる廣野少なからずされども處々にみな高山あり西北境の曹溪山と以て最も有名とし山中に松廣寺あり頗る大刹なり烽燧は東南海岸の進社山及び南方岬端の一山とに設け別に突山島中に二處あり山陵平地共に雜草のまれを蔽ふ者少なからず故に多く牛馬を產そと云ふ府領諸水はみな南流して海に注ぐその長栗廣灘兩水最も大にその海に入る處は幅二三十間に至るされども流急に且つ淺く航運の便なし此は二三諸水ありみな小なり海岸は中央突出して遠く海中に入ることに白也串牧場あり牧場は形ち三角をなし北方は陸地たり土壁これを圍み牧官を置きて野馬を牧するに野馬現に四十餘あり昔時は此それば大に減少せりと云ふその西邊は興陽縣と相擁して一大灣をなし樂安海岸こゝに蔽みその東邊は南海一島と相對し光陽海岸こゝに蔽む而して左水營實にその海岸の西南に在りてなは府領に屬す實に一大灣口に當きり全羅道には水軍節度使三員とす一は監司例として之れを兼ねその餘は武班と以てこれに任ず事は水軍を惣括するとあは忠淸道の保寧水營と異ならず惟だ兼て治民に任せざるのみ即ちその二員は一を海南縣領に在り右水營と稱し一はこゝに在りまれを左水營とも該營は順天府邑の東南八十里に在りひが豐太閤の此國を攻むるときは彼が舟師の李舜臣のために敗られたるは事は此近海に在りと云ふ又た南方海岸の光陽海岸に近く一塁跡あり岩石を高く築きて臺をなす名つけて倭臺と云ふ日本兵のこれを築きたるがためなるべし突山島內にも牧場あり又た巨麻島はもと名なきも偶然にしてその名と世に著せるは昨年春季に英國海軍のポールト、ハミルトンを占據せしとき世人はその何地に在るを知らず朝鮮地圖と搜索せしに偶々巨文と號する一島ありされ巨文に在らず巨麻なり朝鮮人は麻を寫して十と書すよく文に似たり終に今日に及んでは巨文島と云へば誰れ人もこれを知らざるなしと雖どもろの實ポールト、ハミルトンは興陽縣の三島なり朝鮮海岸に巨文島なる者なく亦た巨麻島はポールト、ハミルトンに比すれば大に且つ海岸に近く而して實に順天府領なり偶然の誤謬眞に島名となし朝鮮政府にても自から巨文島と書するに至りしは豈に一奇ならずや

順天府領は十八面に分ち戶籍戶數合計七千五百田畓合計八千結なり府邑は府領中央に在り北西は山陵相遶り南東は開ふけて田圃相屬し城壁を平地に設くる周圍凡そ七里三關東西南北四門を設け南門を前面とす共に近時の建設に係り未だ頽敗に至らず城內に府廳ありやゝ見るべし又た營廳あり郡將一人こゝに在り事は